第百九十三条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第二百九条第一項第一号を次のように改める。

一　申請人が法人であるときは、次に掲げる情報

イ　会社法人等番号を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

第二百九条第一項第二号中「当該代理人が支配人その他の法令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人である場合であって、当該申請を受ける法務局又は地方法務局が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しないとき」を「申請人が前号イに規定する法人であって、支配人等が当該法人を代理して筆界特定の申請をする場合」に改め、同条に次の三項を加える。

3　第一項第一号の規定は、申請人が同号イに規定する法人であって、次に掲げる登記事項証明書を提供して筆界特定の申請をする場合には、適用しない。

一　次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等によって筆界特定の申請をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

4　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。

5　法人である代理人によって筆界特定の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

第二百十一条第三項中「第二百九条第一項第一号」を「第二百九条第一項第一号ロ」に改める。

第二百二十七条第四項を削り、同項第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも提供したときは、この限りでない。

第二百二十七条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも提供したときは、この限りでない。

第二百二十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法人である代理人によって第一項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも提供したときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第二百三十八条第五項を次のように改め、同項を同条第六項とする。

5　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第二百三十八条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第二百三十八条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第二百四十三条第一項中「（筆界特定の事務をつかさどる法務局又は地方法務局が、当該法人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しない場合及び支配人その他の法令の規定により筆界特定の手続において行為をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して筆界特定の手続において行為をする場合を除く。）」を削り、「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会社法人等番号を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

二　前号に規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

第二百四十三条第二項中「当該代理人が支配人その他の法令の規定により筆界特定の手続において行為をすることができる法人の代理人である場合であって、当該申請を受ける法務局又は地方法務局が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しないときを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、当該申請人又は関係人が会社法人等番号を有する法人であって、当該代理人が支配人等である場合は、この限りでない。

第二百四十三条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、関係人が同項第一号に規定する法人であって、次に掲げる登記事項証明書を提供して同項の行為をする場合には、適用しない。

一　次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等によって前項の行為をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

第二百四十三条に次の一項を加える。

4　前項本文に規定する代理人が法人である場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

（抵当証券法施行細則の一部改正）

第二条　抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「代理人ガ前項ノ請求ヲ」を「第一項ノ請求ヲ代理人ニ依リテ」に改め、「同項ノ請求書ニ」を削り、「添附」を「提示」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第三項を削る。

但シ支配人等（支配人其ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代理スルコト得ル者ニシテ其ノ旨ノ登記ヲ受ケタルモノヲ謂ウ第二十二条第二項ニ於テ同ジ）ガ法人ヲ代理シテ第一項ノ請求ヲ為ス場合ニ於テ同項ノ請求書ニ当該法人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十条第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ附属書類ノ閲覧ヲ請求スル請求書ニハ利害ノ関係アル事由及閲覧スル部分ヲ記載シ且利害ノ関係アル事由ヲ証スル書面ヲ提示スベシ

一　請求人ノ氏名又ハ名称

二　謄本若ハ抄本ノ交付又ハ閲覧ノ目的タル抵当証券控又ハ附属書類ノ表示但シ抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ其ノ請求スル部分ヲモ明示スベシ

三　請求ノ通数（閲覧ヲ請求スル場合ヲ除ク）

四　送付ノ方法ニ依リ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルトキハ其ノ旨及送付先ノ住所

第一項ノ請求ヲ為ス場合ニ於テ請求人ガ法人ナルトキハ当該法人ノ代表者ノ資格ヲ証スル書面ヲ提示スベシ但シ同項ノ請求書ニ当該法人ノ会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル会社法人等番号ヲ謂ウ以下同ジ）ヲモ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ